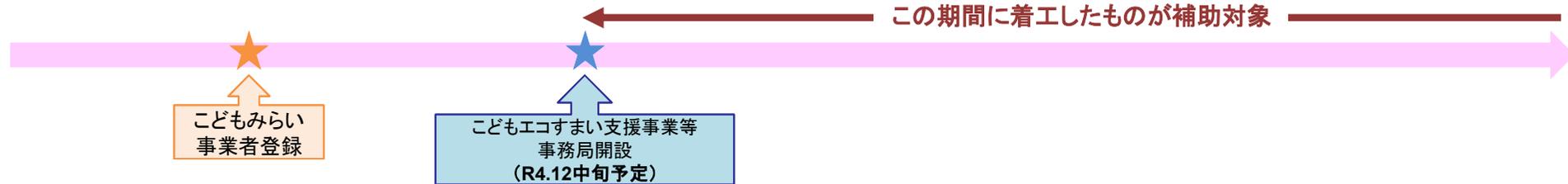


こどもエコすまい支援事業等の補助対象となる新築・リフォーム工事の着工日について

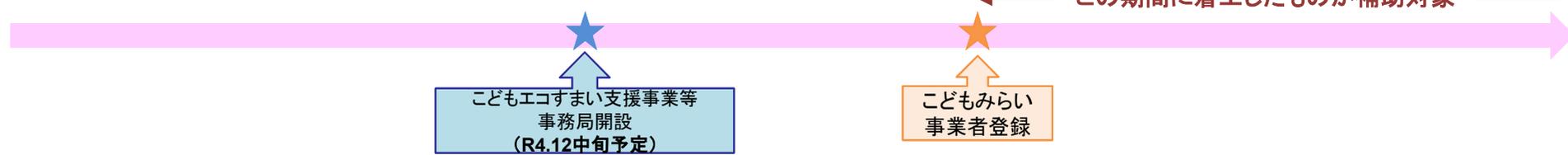
- 令和4年度補正予算(第2号)案に盛り込まれた「こどもエコすまい支援事業」(国土交通省)、「住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等」(経済産業省及び環境省)及び「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)(以下「こどもエコすまい支援事業等」という。)は、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結し、原則として、「事業者登録の申請日」以降に着工した住宅の新築・リフォーム工事が補助対象となります。
- ただし、令和3年度補正予算に基づくこどもみらい住宅支援事業の登録事業者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事については、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結し、「本事業の事務局開設日(R4.12中旬を予定)(開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日)」以降に着工したものが補助対象となります。

① こどもみらい住宅支援事業の登録事業者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事

- 1) 「こどもエコすまい支援事業等の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以前にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合
→ 「こどもエコすまい支援事業等の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以降の着工が補助対象※



- 2) 「こどもエコすまい支援事業等の事務局開設日(R4.12中旬予定)」以降にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合
→ 「こどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



② こどもみらい住宅支援事業の登録事業者ではない者が補助申請を行う住宅の新築・リフォーム工事

- 「こどもエコすまい支援事業等への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



※いずれも、令和4年度補正予算(第2号)案の閣議決定日(R4.11.8)以降に契約を締結したものに限り。